

—医薬品の適正使用に欠かせない情報です。必ずお読みください。—

抗てんかん剤※ 適正使用のお願い

—自動車運転等危険を伴う機械の操作について—

2026年3月

抗てんかん剤※の電子添文において、自動車運転等危険を伴う機械の操作に係る注意喚起の改訂が行われました。日本てんかん学会作成の留意事項（医師が注意すべきこと）をご確認の上、ご処方いただきますようお願い申し上げます。

抗てんかん発作薬を服用しているてんかんのある人において、 自動車運転や危険を伴う機械操作を行う際の留意事項

抗てんかん発作薬を使用する際には、以下の点に留意すること。

a. 医師が注意すべきこと

1. 患者のてんかんが適切に診断され、標準治療が行われていることを確認する。具体的には最新の日本神経学会*1や日本てんかん学会*2のガイドラインを参照のこと。
2. 患者のてんかん発作が自動車運転等に支障がないように抑制されているかを確認する。発作抑制の基準は、道路交通法およびその下位法規で規定されたものとする。
3. ストレス、睡眠不足、発熱、疲労に代表される患者個別のてんかん発作誘発要因が生じている時には自動車運転等を行わないように指導する。
4. 医師は各々の薬剤における適切な用法・用量を遵守する。また、薬剤の用法・用量を守るよう患者へ指導を行うと共に、服薬が遵守できているか確認する。
5. 抗てんかん発作薬の服用により、めまい、眠気、運動失調に代表される自動車運転等に影響を与える可能性のある副作用が発生することがあるので、これらの症状がある際には自動車運転等を行わないように指導する。
6. 併用薬剤の組み合わせによっては相互作用により副作用を生じうることには注意する。
7. 上記事項に基づき適切に確認や指導が行われ、既に自動車運転等を行っている者に対し、他剤からの切り替えや用量変更によって、発作が再発したり、自動車運転等に影響を与える可能性のある副作用が発生したりすることがあるため、十分な観察期間を設け、観察期間中は自動車運転等を行わない様に指導する。発作の再発がないことの観察期間は処方変更から6か月をめぐり、自動車運転等に影響を与える可能性のある副作用の観察期間は処方変更から1か月をめぐりとする。
8. 上記事項に基づき適切に確認や指導が行われ、既に自動車運転等を行っている者に対し、少なくとも3か月に1回の外来診察を行い、上記事項を含め、自動車運転等を行うことについて問題がないかの確認や必要な指導を行う。

*1 日本神経学会：<https://www.neurology-jp.org/>

*2 日本てんかん学会：<https://jes-jp.org/>

※対象となる弊社取り扱い抗てんかん剤

製品名	GS1コード (販売包装単位)	製品名	GS1コード (販売包装単位)
ラコサミド錠 50mg/錠 100mg 「JG」	 (01)14987792104020	レベチラセタム錠 250mg/錠 500mg 「JG」	 (01)14987792102996
ラコサミドドライシロップ 10% 「JG」	 (01)14987792104082	レベチラセタムドライシロップ 50% 「JG」	 (01)14987792103030
ラモトリギン錠 25mg/錠 100mg/ 錠小児用 2mg/錠小児用 5mg 「JG」	 (01)14987792102644		